

仕 様 書

1 件名

江東ブランド推進事業運営業務委託

2 事業目的

優れた技術でものづくりを行い、それを守りながら継承し、発展を続けている企業を「江東ブランド」として認定し、さまざまなPR活動を行う。区内外の人に江東区のものづくりの素晴らしさを認知してもらい、地域のブランド力を向上させることで、企業と江東区がともにイメージアップを図り、次世代に江東区のものづくりをつないでいく。

3 委託業務内容

3-1 江東ブランド推進事業の実施計画の策定

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、江東区（以下「甲」という。）のブランディングをより充実させていくための今後の展開方法やプログラムを具体的に提案すること。
- (2) 乙は、年間の実施計画案を作成し、当該計画の進捗について、甲に適宜報告を行うこと。なおPR支援の実施計画案については単年度及び複数年度を作成すること。また計画の変更にあたっては甲と協議したうえで実施すること。

3-2 江東区中小企業活性化協議会に係る業務

江東区中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）について、甲の要請に応じてデータを提供するなど資料作成に協力する。また、実施計画の策定及び実施にあたっては、協議会の意見を尊重し、これを反映させるよう努めること。協議会は年度内に3回程度実施する。

3-3 江東ブランド認定の審査に係る業務

- (1) 江東ブランド認定審査委員会（以下「委員会」という。）の運営を補佐すること。（委員への報償費は別途区が支払う。）なお、委員会は年度内に3回程度（書類審査、企業訪問後の審査、最終審査）実施し、既存認定企業の再認定審査業務も含むこととする。
- (2) 江東ブランド認定企業を公募するにあたり、募集要領（A4両面カラー印刷 1枚500部）を作成・印刷すること。
- (3) 甲が開催する応募者向けの説明会に出席し、事業の説明等を行うこと。
- (4) 江東ブランドの認定候補としてふさわしいと思われる江東区内企業をリストアップし、企業調査等を行い、甲の候補企業探しに協力すること。
- (5) 委員会の委員が欠けた場合は、甲の候補者探しに協力すること。また、必要に応じて、甲と共に委員候補者に就任依頼を行うこと。
- (6) 委員会では委員に対し、申請企業の保有技術等、審査に必要な情報を解説すること。
- (7) 書類審査を通過した申請企業の事業所を訪問し、認定に必要なヒアリング調査及び写真撮影を行い、報告書を作成すること。
- (8) 既存認定企業の再認定審査について、必要に応じてヒアリング調査を行い、甲と協力して事務局からの意見を作成し、委員会に報告すること。

3-4 江東ブランドPR支援

(1) ブランド認定製品や企業PRのための紹介冊子の作成

ブランド認定企業を取材し、デザイン・編集を含む版下原稿を作成し、成果物を甲指定の場所に納品・認定企業へ郵送すること。なお、取材対象及び内容については甲と協議の上決定すること。印刷部数は4,500部を基本とし、甲と協議のうえ決定すること。(印刷費は本契約に含む。)

(2) ブランド認定企業のPRのための展示会等への出展

ア ブランド認定企業のPRをするため、展示会等への出展計画の策定・出展手配及びブースのデザイン設計案を作成すること。(小間料は本契約に含む。)また、出展時におけるブースの設営、撤去及びコーディネートを行うこと。年度内に2回程度の出展をし、多様な認定企業が出展できるよう、参加展示会や展示内容を工夫すること。

イ 出展企業及び製品に合わせたブース装飾・デザインを行い、製品毎の特色を把握し、全体のコーディネートを行うこと。コーディネートを行う際は出展企業の担当者それぞれ連絡・調整を行うこと。

ウ 展示台等を製作し、ブース内の什器の設営・装飾を行い、期間終了後撤収すること。

エ 乙は出展に際し下記のものを用意すること。(なお、展示会主催者側が用意する場合及び展示の形態から不要であることが明らかである場合はこの限りではない。)

(a) 床パンチカーペット

(b) バックパネル

(c) 展示台

(d) ブース内ストックスペース及び開閉扉

(e) 会社及び商品紹介キャプション

(f) 照明

(g) コンセント

(h) その他、出展に際して必要だと考えられるもの

オ 主催者事務局等への書類提出について、甲と協議のうえ提出すること。

カ その他

(a) 設営及び撤去の作業内容・設置場所・作業日程等については、事前に甲と十分な打合せを行い、その指示を受けること。

(b) 乙はイベント開催中、ブースに1名以上常駐し、甲と協力して来場者対応等を行うこと。

(c) 設営及び撤去により発生したゴミ・残材・廃材については、乙が適正に処理すること。

(d) 施工、装飾、製品搬入、撤収の際は安全の確保に注意を払い、作業を行うこと。また、遅れることがないように前もって待機すること。

(e) 作業中及びイベント実施中において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告を行い、安全の確保のために必要な措置を講じるとともに、適時、事故の発生原

因・処理状況を甲に報告し、その指示を仰ぐこと。当該事故が乙の責めに帰する事由により生じたものである場合、当該事故により生じた損害の賠償責任は乙が負うものとする。

(f) その他不明な点は、甲と協議し決定する。

(3) ブランド認定企業のものづくりや、ものづくりを支える人、企業活動等を区内外に広くPRするため、3-4(2)の展示会等の出展以外に、イベント・企画等（年2回程度）を計画し、実施すること。多様な認定企業をPRできるよう、甲と協議の上、実施内容を工夫すること。

(4) 希望するブランド認定企業に対し販路開拓につながるアドバイス及び提案を行うこと。

(5) その他のPR実施について提案すること。

3-5 江東ブランドWEBサイトにかかる業務

(1) 江東ブランド認定企業、商品及び江東ブランドの活動情報を紹介するWEBサイトの管理・運営（以下「本業務」という。）を行うものとする。

(2) 3-4(1)の取材の内容をもとに、WEBサイトの利用促進に繋がるよう、区担当者と協議の上、WEBサイトの改修を行うこと。

(3) 国内外で閲覧されることを想定し、WEBサイトのすべてのページを多言語対応（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語）すること。

(4) サーバの維持管理については、仕様内容の実装可否、セキュリティを考慮したうえで事業者を選定すること。

(5) 不慮の障害に備え、バックアップ用サーバを別途設置すること。

(6) WEBサイトは以下の機能を満たすものとする。

ア 情報がより見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインでのページの作成

イ 江東ブランド認定企業の容易かつ詳細な検索機能

(7) 江東ブランドのSNSを管理・運営し、WEBサイト内で紹介した情報を発信すること。また発信内容は、あらかじめ甲に確認をとること。

(8) 江東ブランド認定企業の基本情報の登録、変更又は削除の必要が生じたときは、甲の承諾を得て、WEBサイトへ速やかに反映すること。

(9) 区民や事業者からのものづくりに関する問い合わせを受ける窓口をWEBサイト等に設け、要望にマッチするブランド認定企業を紹介すること。

(10) 本業務に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行うこと。

(11) WEBサイトへの不正な侵入、システムの停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。また、第三者からサーバへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を甲に報告すること。

(12) WEBサイトのアクセス件数及び企業の問い合わせ件数等について、適宜甲に提出すること。

(13) 本業務に関し、本委託期間終了後、円滑な引継ぎができるよう、WEBサイト構

成の整理及び文書化を行うこと。

- (14) 成果物について乙は甲に、WEBサイトの運営及び改修に関連した資料一式を電子データにより納品する。また、乙は甲の必要に応じ、WEBサイトに使用した写真等を提供する。

3-6 PR支援業務及び認定後の効果分析

展示会等の出展効果及び江東ブランド認定後について、アンケート等によりその効果を検証すること。

3-7 ブランドの活性化支援

認定企業同士の相互連携の促進、各種イベントの案内、認定企業の知見の向上、区内中小企業との連携強化、江東ブランド認定候補企業の育成等を目的とした江東ブランド交流会、勉強会を年に3回程度実施すること。また、必要に応じて、交流会、勉強会後に懇親会を開催すること。(飲食費は本契約に含み、会費の徴収管理は乙において行うこと。)なお、多くの企業が参加できるよう、実施方法等を工夫すること。

3-8 最終報告書の提出

江東ブランド推進事業の実施成果を、報告書として年度末に作成すること。報告書はA4版とし、紙ベースで25部納品すること。また、電子データでも納品すること。

4 所有権及び著作権

本事業に関するWEBサイト・版下・動画・報告書・ロゴマーク等の成果物や新たに発生した著作権その他の権利は、甲に帰属するものとし、甲の承諾なくほかの目的に使用してはならない。なお、甲から写真、データ等を借りた場合は、契約満了または解除時に全てを速やかに返却するものとする。

5 履行場所

甲が指定する場所

6 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 支払時期

支払いは業務が完了し、甲が検査をした後、請求に応じて支払うこととする。

8 受託者の責務

- (1) 乙は、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。
- (3) 乙は、月1回程度、事業の進捗状況について区に報告を行うこと。
- (4) 乙は、秘密の漏洩がないよう十分注意するとともに、データ管理について万全の措置を講ずるものとする。
- (5) 乙は、その業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (6) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

9 業務の引継ぎ

次期の契約で他の事業者が当契約を受託したときは、業務に支障をきたさないように、乙の受託期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう引継ぎを行うこと。また、やむを得ない事情によりこの委託期間の途中で契約を解除する場合も同様とする。

10 その他

- (1) 乙は、業務開始前に甲と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 再委託の際には、甲に協議し、その承諾を得ること。また再委託先にも本契約の内容を遵守させること。
- (3) 業務に関して事故が発生した場合において、当該事故が乙の責めに帰する事由により生じたものである場合、当該事故により生じた損害の賠償責任は乙が負うものとする。
- (4) 本契約にかかる交通費等の諸経費は、乙の負担とする。
- (5) 本仕様書の他に明示されていない事項については、甲と協議のうえ定めるものとする。

【担 当】

江東区地域振興部経済課

販路開拓担当：江口

TEL：3647-1381